事務局長　皆さん、おはようございます。
役員会のほう、ちょっと時間かかりまして、遅れてしまいまして大変申し訳ありませんでした。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また、早朝から総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
本日、欠席の届出が、７番、伊藤裕樹委員、９番、齊藤亘委員、１３番、髙橋勝範委員から出ております。それから、２３番の信田委員はまだ見えていませんが、ちょっと連絡取れない状況ですので、後ほどいらっしゃるかと思います。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第３０回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前９時３分　開会）

事務局長　初めに、細谷会長からご挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２０名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
続きまして、前回９月８日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております第３０回総会までの業務報告書をご覧願います。
９月８日に、広報専門委員会を委員８名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。１０月１日発行の「農業委員会だより」第２３号の最終校正についてご協議いただいております。
その後、同会場にて、第２９回農業委員会総会を委員２３名、推進委員４名の出席をいただき開催しております。
９月９日に、令和４年度地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議が、横手市市民会館で開催され、会長・会長職務代理者と私が出席しております。本年度の秋田県農業委員会大会に提案する議案などについて協議しております。
その後、同会場にて、令和４年度第２回県南地区農業委員会会長会総会が開催され、会長と私が出席しております。今年度の研修内容や来年度の予算などについて協議しております。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開会します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、２０番、渡邊敏雄委員、２１番、伊藤悟委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　申し訳ありません。ちょっと資料の訂正というか、議案書の資料の２２ページなんですけれども、裏返しというか、上下逆に印刷されておりますので、どうかご了承いただきますようお願いいたします。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和４年１０月７日提出

大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

５ページ、４番をご覧ください。

農地の所在は、大仙市高梨○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田３筆、合計４筆、合計面積○○○平方メートルです。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７９歳。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さん、３６歳です。

理由といたしまして、○○さんは県外在住で自分では耕作できないことから、近隣の方にお願いしていた農地になります。自分が高齢になったこともあり、農地を無償でも構わないので処分したいと考え、前の耕作者からの紹介を受け、近隣を耕作し経営規模の拡大を希望している○○○さんにその旨を伝え、話がまとまったものになります。

続きまして、６ページ、７ページの７番の説明をいたします。

農地の所在は、大仙市太田町斉内○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル外、田１１筆、計１２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、７１歳です。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４８歳です。

申請理由といたしまして、譲渡人の○○さんは○○○○○○○ですが、現在○○○○に住んでいる方です。また、申請農地は以前より譲受人の○○さんが耕作している農地になります。今回、○○さんの相続登記が完了いたしましたが、県外在住で耕作できないこと、また、後継者もいないことから、贈与により処分したい旨を○○さんに伝え、○○さんがこれに応じてくれたものになります。

続きまして、８ページ、８番の説明をいたします。

農地の所在は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、１筆です。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８３歳です。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６５歳です。

申請理由といたしまして、譲渡人と譲受人は親戚関係になります。申請農地は○○さんの自宅の近くにあることから、以前より管理しておりました。今回、○○さんは自身が高齢なこと、また、子供がなく後継者がいないことから農地を処分したいと考え、贈与の申出があり、○○さんがこれに応じてくれたものです。

議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました３件のほかに、無償所有権移転３件、使用賃貸借権設定の更新２件がございます。

９ージの農地法第３条の調査書をご覧ください。

農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和４年１０月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１０ページ、１番と２番は関連がありますので、一括でご説明いたします。
位置図、平面図につきましては、資料１、２ページをご覧ください。
農地の所在は、長野〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田３筆、計４筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
賃貸借による一時転用の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん外、１名です。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用で、１番は砂利採取場、２番は表土置場として使用します。
設定期間は許可日から１年間で、１平方メートル当たりの賃借料は、１番が〇〇〇円、２番が〇〇〇円となっております。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから、原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第１１条第１項第１号により、一時的に第３種のため農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
次に、３番をご説明します。
位置図、配置図につきましては、資料の３、４ページをご覧ください。
転用する農地は、鑓見内〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、１筆です。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、譲受人は、現在妻子と共に市営住宅に居住しておりますが、実家の両親が高齢のため農業経営を引き継いでおります。現在の住宅が手狭であり、今後の農業経営を考え、農作業しやすい環境であり、実家の隣接地である父が所有する申請地を譲り受け、住宅の新築を計画したものです。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第１種農地に区分されます。第１種農地は原則許可できませんが、この一般住宅は居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第３３条第４号により、例外的に許可できるものと判断しました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、この案件は、令和４年７月７日開催の第２７回農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいております。

次に、１１ページ、４番をご説明します。

位置図、配置図につきましては、資料の５、６ページをご覧ください。

転用する農地は、清水〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田１筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。

使用貸借権の設定であります。

貸付人は、大仙市清水〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。

申請理由につきましては、借受人は、現在妻と子と両親宅に同居しておりますが、子の成長に伴い、現在の住宅では手狭になってきたことから、父が所有する申請地に住宅の新築を計画したものです。

設定期間は、許可日から３０年です。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第１種農地に区分されます。第１種農地は原則許可できませんが、一般住宅は、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第３３条第４号により、例外的に許可できるものと判断しました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、この案件は、令和４年７月７日開催の第２７回農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいております。

続きまして、５番を説明いたします。

位置図、配置図につきましては、資料７、８ページになります。

農地の所在は、大仙市太田町国見〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートル、１筆です。

使用貸借権を設定するもので、設定する期間は３０年です。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇さん外１名です。

貸付人と借受人の関係は親子になります。また、借受人の外１名は、〇〇〇〇さんの妻になります。

転用理由につきましては、借受人は現在妻と別れて生活しておりますが、今後同居を予定しております。今回、家族の交流を考慮し、実家の隣に父親所有の農地があることから、使用貸借の上、新居の建築を計画したものです。また、南側に既存の宅地部分がありますが、通用路等に使用する予定としております。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は、１０ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第１種農地に該当すると考えられます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号により、この一般住宅は日常生活上必要な施設で、集落に接続されて設置されることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付資料等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長	事務局の説明が終わりました。 これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。 案件１番から３番についてお願いします。
足達委員	２２番の足達です。

先月の２６日に、事務局、それから推進委員の方と一緒に現地を確認してまいりました。
案件は１番から３番までですけれども、１番、２番は一時転用、それから３番は、実家の両親から譲り受けて隣接するところに住宅を建設するというような内容でございます。先ほど事務局のほうから説明あったとおり、現場あるいは周辺農地等に特に問題ないということを確認してきました。
以上です。

議　長　　ありがとうございます。
案件４番については、私のほうからお話しします。
事務局の説明のとおり、図面の右側のほうはずっと１町歩田が連なって、広域農道まで続いている田んぼ並みです。ただ、この〇〇さんが建てようとする家は、集落に接続した集落内にある土地なので特別問題がないと思いますので、よろしくお願いします。
案件５番についてお願いします。

長澤委員　　３番、長澤です。
先ほどの事務局の説明のとおりで、何ら問題はなく、地目が畑になっておりますが、ずっと前から農振除外されている土地でございます。この図面のとおりに、前々から用排水、水利も整っておりますし、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。

事務局長　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回について」を議題とします。

事務局長　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の撤回について意見を求める。
令和４年１０月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１２ページ、１番から４番をご覧ください。
農用地利用集積計画を撤回する農地は、大仙市高関上郷○○○○○○○○○、外２３筆、地目は全て田で、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
撤回する農地の貸手は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８３歳、外３名で、受手は全て、秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
理由といたしまして、大曲地区の花館・高関上郷地地域で、実施要件の農地中間管理機構関連農地整備事業により、新たに設定期間１５年以上の農地中間管理事業による経営の締結をする必要があるため、平成２９年９月２４日の改正土地改良法施行以前に契約されている既存の中間管理事業契約について、農用地利用集積計画を撤回するものです。
なお、本撤回案件につきまして議決をいただきました後、次の議案第４号において、新規の一括方式として他案件と併せて上程させていただく予定です。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり撤回することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和４年１０月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第４号の案件１５番から９３番までを議題とします。
本案件は○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２２ページから７８ページの１５番から９３番について、関連がありますので一括で説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市花館○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、外田４９２筆、畑１５筆、計５０８筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、外７７名です。
秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。

秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○

財産処分をするものです。
　申請農地は、太田南部圃場整備事業地域内にあります。圃場整備に当たり、相続放棄のままでは整備できないため、○○○○○○に財産処分をお願いしました。○○○○○○は、申請農地の隣接地を耕作する○○さんに買受を依頼し、○○さんがこれに応じたものです。
　７９ページ、９４番から８１ページ、９７番までを一括でご説明します。
　７９ページ、９４番です。
　利用権を設定する農地は、大仙市高関上郷○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル外、田１２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
　農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
　利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、外４名です。秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社が借受けます。
　秋田県農業公社から、先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さん、外２名です。
　新規４件、田、合計１４筆、面積○○○○○○○平方メートルです。
　賃借料は、９４番が使用貸借で、これは○○○○さんが自己所有農地を自身が代表する○○○○に貸し出すためで、それ以外は、１０アール当たり○○○○○円から○○○○○○○円です。
　賃借料の違いは、圃場の条件によるものです。
　期間は、９６番の案件を除き、全て１０年です。９６番は、他の契約と周期を合わせるため、２年８か月です。
　なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

　私からは、その他の案件についてご説明させていただきます。
　議案第４号、案件１番から１４番、９４番から９７番までにつきましては、ただいま説明いたしました６件のほかに、所有権移転６件、賃貸借権設定の新規１件及び更新５件がございます。
　今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○○○○○円から○○○○○○○○○円と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向、及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
　次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○円から○○○○○○○円と幅がございます。これについても、圃場等の条件が契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
　いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
　これより質疑に入ります。
　質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
　全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について、事務局より報告願います。

事務局長　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
　下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これ

を報告する。
令和４年１０月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

８２ページをご覧ください。
記載の６法人からの報告がありました。
順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。ご了承ください。
詳細につきましては、８３ページから１０２ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　以上、報告といたします。

議　長　次に、報告第２号の農業委員会だより第２３号について報告願います。

事務局長　報告第２号　農業委員会だより第２３号について
農業委員会だより第２３号が完成したので、大仙市農業委員会専門委員会設置規定第７条に基づいて報告する。
令和４年１０月７日提出
大仙市農業委員会　広報専門委員会　委員長　茂木靖雄

議　長　茂木広報専門委員長より報告願います。

茂木委員

それでは、説明いたします。
農業委員会だより第２３号の発行についてでございます。
去る７月２０日、８月２２日及び９月８日に広報専門委員会を開催し、掲載内容について協議、検討いたしました。委員の皆様の意見や要望などを聞き取りながら、慎重に検討し、協議を重ねた結果、皆様既にご覧になったと思いますが、お手元に配付してありますように完成いたしますので、報告します。
なお、この農業委員会だより第２３号は、１０月１日発行の広報だいせんと一緒に市内全戸に配布されております。
また、大仙市のホームページにも掲載し、広く閲覧できるようになっております。
今後も誌面の充実を図っていきたいと思いますので、農業委員、推進委員の皆様からの情報の提供、ご協力のほうをよろしくお願います。
以上、報告といたします。

議　長　以上、報告といたします。
本日の日程は全て終了しました。
その他、事務局のほうから何かございませんか。

事務局長　本日の総会前の役員会での協議事項についてご報告いたします。
お手元の右上に「資料１」と書かれた資料をご覧ください。
タイトルが、「秋田県農業会議会長表彰受賞者祝賀会」、「市議会議員との意見交換会」、「新春懇談会の日程等について」と書いた資料です。
１点目に祝賀会とありますが、１１月１日開催の秋田県農業委員会大会において、

鈴木正雄委員が永年勤続表彰を受賞されます。この祝賀会を、当日、「大曲プラザたつみ」で実施したいということでお諮りしましたところ、ご同意いただきましたので開催することとなりました。
それから、２点目に意見交換会とありますが、市議会の産業建設部常任委員８名との意見交換会を１月の総会に併せて開催したいということでお諮りしましたところ、ご同意いただきましたので開催することとなりました。
なお、総会の開催日は１月１１日としておりましたが、議会側の日程が合わなかったため、総会を翌日の１２日に繰延べといたしましたので、ご承知おきくださるようお願いいたします。
それから、先ほどの委員会で決まりましたんですけれども、意見交換会で出す案件について、事前に委員、推進委員の皆様からご要望等をいただきたいということで、１１月の議案の配付時に要望等を記載する用紙を併せて送らせていただきますので、そちらのほうに要望等を記載し返信していただいて、各分室で集約しまして、それを役員会のほうでどれを提出するかということで検討して、意見交換会の案件としたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。
それから、３点目に、新春懇談会でありますが、これまでコロナのため２年間見送っておりました新春懇談会を、同じく１月の総会に併せて開催したいということでお諮りしましたところ、ご同意いただきましので、開催することとなりました。
よって、１月の総会はこの会場で１２日の午後に開始しまして、終了後、意見交換会を行い、エンパイヤホテルに移動して新春懇談会を行うということになりますので、かなりハードな日程にはなりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
それから、４点目の次回の役員会の開催日は、１１月２５日と決定いたしました。
案件は、委員の次期改選についてご協議していただくことになりましたので、一応、ご報告申し上げます。

議　長　　ほかにありませんか。

参　与　　私のほうから、１つご説明させていただきます。
お配りしました「令和４年度秋田県農業委員会大会の開催について」というプリントをご覧願います。
皆様ご存じのとおり、今年度は大仙市で開催されることとなっております。詳細につきましては、プリントに記載されてあるとおりですので、後でご覧願います。
後日、事務局または各分室を通じて出欠の取りまとめを行いますので、どうかよろしくお願いいたします。

事務局長　　ただいまの農業委員会大会についてですけれども、例年ですと、遠隔地で開催されるということで、バスを準備していたんですけれども、今回は、地元開催ということでバスを準備しておりませんので、できれば皆様、駐車場があまりないということで乗り合わせていただくとか、あと分室のほうで公用車等準備できれば、それに乗り合わせていただくということで、ちょっと交通手段について、アンケートというか調査させていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議　長　　ほかにありませんか。

参　与　　先日、鈴木委員から所有者不明農地の遊休農地についての質問がございましたので、貸し付けるまでの流れを説明させていただきます。
Ａ４の縦長と、それからフロー図の横長と２枚ございます。
縦長を中心に説明させていただきます。
所有者不明の遊休農地を貸し付ける場合、大前提として遊休農地を耕作する方が決まっていることです。

次に、農地パトロールで遊休農地を特定いたします。この農地パトロールですが、皆さんが年に１回やっている農地パトロールもあるかとは思いますが、それ以外に委員の皆さん、推進委員の皆さん、随時農地回られていると思いますので、それも農地パトロールでございますので、何人いなければいけないとか、そういうことはございません。農地パトロールを自分がやって、遊休農地を特定するということもございますので、そのパトロールをした際には、必ず日誌に書いていただきますようにお願いいたします。

それで、遊休農地を特定いたしましたら、それから農地台帳、それから登記簿及び固定資産課税台帳で中身を調べます。

②から③番までは、事務局及び各分室で事務処理いたします。

大仙市以外の市町村へ戸籍の請求や土地改良区の賦課金の状況を調査することもございますので、時間がかかることもあります。

③で、相続人が１人でも分かれば、その方との手続で、農地中間管理機構に貸すことができます。ただ、戸籍を調査の上、所有者不明農地であれば、④の公示をいたします。

⑤から⑧までは、農業公社と県が公示や裁定請求をいたします。

⑤番と⑦番で、それぞれ６か月間の期間が必要で、①で農地を特定してから借手に貸し付けるまで１年半程度かかります。その間は、農地を荒らさないように適切な管理をお願いすることしかできません。

以上が所有者不明農地の遊休農地を貸し付けるまでの流れとなります。

これまでの実績として、大曲で２件、仙北で１件ございました。

以上でご説明を終わらせていただきます。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
佐藤委員。

佐藤委員　　佐藤です。
私事でございますけれども、先月の母親の葬儀に際しましては、皆様よりお気遣いいただき、大変ご迷惑をおかけいたしました。心よりお礼を申し上げます。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして第３０回大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午前９時５６分　閉会）